



子ども・子育て支援関連施策の推進

① 就学前における教育・保育事業の充実

(1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方

認定こども園の普及のため、国では、認可・認定手続きの簡素化など、新たな設置や移行がしやすい制度としています。本市においても、多様化する利用者ニーズや幼稚園、保育所等の事業者の意向、施設・設備要件の状況などを総合的に勘案しつつ、認定こども園の普及に関して検討します。

(2) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

子どもの健やかな育ちを保障するため、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上が不可欠なことから、合同研修の開催などによる職員の資質向上や連携体制の構築を図りながら、人材の確保や育成に向けた支援の充実に取り組みます。

(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

すべての子育て家庭のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を行うため、生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期である乳幼児期の教育・保育の一体的提供や、地域の子ども・子育て支援事業の質・量にわたる充実に取り組みます。

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

地域型保育事業を利用した子どもが、満3歳以降も切れ目なく適切に教育・保育が受けられるよう、教育・保育施設と地域型保育事業の情報共有と連携支援を図ります。

(5) 幼稚園や保育所、認定こども園と小学校との連携

幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校が共に子どもの発達を長期的な視点で捉え、共通点について理解を深め共有することが重要なことから、児童の交流や意見交換、情報交換などの連携を通じた小学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

(6) 外国につながる幼児への支援・配慮について

外国人の在住状況や出身地域等を十分踏まえ、当該幼児が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を安心して利用できるよう、事業の利用に関する支援の在り方を検討します。

② 子ども・子育て情報の発信と子育て支援施策の充実

(1) 子育てに関する情報提供の充実

必要な人に、必要な情報が提供できるよう、多様な媒体・機会を活用して、子ども・子育てに関する情報を提供します。

(2) 子育て相談体制の充実

相談内容の多様化、複雑化に対応できるよう、専門的なものから気軽に利用できる身近な相談窓口まで、多様で利用しやすい相談体制の充実に努めます。

(3) 多様なニーズに対応した保育の拡充

保育需要が高い0歳児、1歳児など低年齢児の受入枠の拡大を図るとともに、延長保育、休日保育、病児・病後児保育など、多様な保育サービスの提供に努めます。

(4) 保育内容の向上

安心して子どもを預けられるよう、子どもの視点に配慮した保育の質の向上を図ります。

(5) 市民・民間企業等との連携

民間法人などの保育事業への参入を促進するとともに、家庭保育室などの認可外保育施設に対して、良好な保育環境の整備に向けて指導・監督及び支援を推進します。また、地域での子育て支援であるファミリー・サポート・センターや子育て支援員の活動の充実に努めます。

③ 母子保健の推進

(1) 妊娠・出産の支援

妊娠・出産期の健康管理を支援するために、妊婦全員に面接を実施し、健康についての相談、知識の普及や情報の提供に努めます。また、妊娠を望む女性や家族が、不妊の不安を解消し、治療費助成などの制度を活用できるよう支援します。

(2) 乳幼児の支援

① 疾病予防

各年齢の健康面や発育発達の状況の確認、養育面での問題を早期に発見し、早期の治療や支援につなげていくため、健康診査や未受診児対応を実施します。また、適切な時期に予防接種を受け、疾病の予防ができるよう情報提供を行います。

② 乳幼児健康相談・支援の充実

親が子育てに関する情報を積極的に入手でき、子育てに悩んだとき相談できるよう、気軽な相談から専門的な相談まで、多様な相談場所の整備に努めます。

③ 「食育」の推進

心身の健康の基礎として、乳幼児期から安定した生活リズムの中で適切な食事のとりかたや望ましい食習慣を定着させ、食を通じた豊かな人間性を育むための取り組みを進めます。

④ 事故等の防止対策の充実

子どもの事故防止や乳幼児突然死症候群(SIDS)・乳幼児揺さぶられ症候群の予防に努めます。

④ 子育てと仕事の両立に向けた支援

(1) 保護者に対する両立支援制度の適切な周知

新制度における利用者支援事業において、家庭からの相談に応じて利用可能な両立支援制度の周知を図るとともに、利用手続きなどの支援を行います。また、父親の育児参加を積極的に促進するため、パパママ教室などの開催を通じて、父親の育児に対する参加意識の向上を図ります。

(2) 男女共同参画の意識づくり

性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、男女が互いの人権を尊重しあいながら自分らしく生きることの大切さとともに、子育てに男女で関わることの楽しさと必要性について積極的に啓発を進めます。

(3) 相談事業の充実

女性の自立やドメスティック・バイオレンス(DV)など、男女共同参画に関わる様々な悩みや問題の解決に必要な相談・支援を実施します。

(4) 子育て後の就業支援

出産・子育て等のために離職した女性の再就職支援を行います。

